

第1回  
(仮称)子ども発達支援計画行動計画2024～2026検討部会

第三期障害児福祉計画策定に関する  
国の基本的指針

令和5年4月

(株)日本能率協会総合研究所

# 障がい児支援の現状・課題 ～障害児に対する専門的で質の高い支援体制の構築～

## ■障がい児支援の現状・課題

- 障害児に対する支援に当たっては、障害特性や保護者の障害受容等に十分配慮しながらも、早期発見・早期支援を重視して進めることが重要である。また、発達障害の認知の広がりや女性の就業率の上昇に伴う預かりニーズの増加により、児童発達支援や放課後等デイサービスのサービス量が大きく拡大している一方で、質の確保が重要な課題となっており、支援の質の向上を図り、相談対応を含めた地域の支援体制を整える必要がある。
- 地域共生社会の実現・推進の観点から、年少期からのインクルージョンを推進し、障害の有無に関わらず、様々な遊び等を通じて共に過ごし、それぞれの子どもが互いに学び合う経験を持てるようにしていく必要がある。
- 障害のある子どもも、成長した後は、大人として個を尊重され、成人に相応しい環境の中で過ごすことができることが必要である。障害児入所施設に入所した児童が18歳以上となっても障害児入所施設に留まっている、いわゆる「過齡児」の課題については、児者それぞれに相応しい環境が確保されるよう、取組を一層進め、新たな移行調整の枠組みを構築していく必要がある。
- 障害児支援を検討するに際しては、障害のある子どもの最善の利益の保障を第一にしながら、家族支援の視点を大切にすること、また、教育と福祉の連携に留意しながら進められることが重要である。さらに、障害児への支援にあたっては、居宅における介護に係る支援も含め、個々の状況に応じた適切な支援の提供が図られるようにしていく

# 第3期障害児福祉計画に係る基本指針について

「町田市子ども発達支援計画行動計画 2024～2026（第三期障害児福祉計画）」に対応する「第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針」は令和5年4月末～5月半ば頃に告示予定。

## ■基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針は、2023年(令和5年)4月末～5月半ば頃に告示予定。

年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
障害児福祉計画		第2期障害児福祉計画			第3期障害児福祉計画		
町田市子ども発達支援計画	町田市子ども発達支援計画 基本計画(2020～2024) (※新・町田市子どもマスタープランに含まれる)						
		町田市子ども発達支援計画 行動計画(2021～2023)			町田市子ども発達支援計画 行動計画(2024～2026)		

次ページより、厚労省資料の「第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の策定に係る基本指針案」のうち、障がい児に関する内容のみの抜粋

# 基本指針見直しの主な事項①

## ■障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・ 児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・ 障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・ 医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・ 聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

## ■発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

## ■地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

## ■障害者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底

## 基本指針見直しの主な事項②

### ■「地域共生社会」の実現に向けた取組

- 社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

### ■障害福祉サービスの質の確保

- 都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

### ■障害福祉人材の確保・定着

- ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- 相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

### ■よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定

- 障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- 市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

### ■障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- 支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

## 第三期障害児福祉計画の成果目標について②

(再掲)町田市は、障がい児支援の提供体制の整備は進んでいるため、今後更なる支援体制の充実・整備を進める必要がある。

### 現状:

- 第2期障害児福祉計画において、各市町村に児童発達支援センターを1カ所以上設置するとともに、保育所等訪問支援の実施体制の確保を成果目標として掲げている。整備は着実に進んでいるものの達成状況はいずれも十分とは言えない。
  - ・児童発達支援センターを設置している市町村の割合42.3%
  - ・保育所等訪問支援の実施体制を確保している市町村の割合57.5%
- 令和6年4月施行の児童福祉法改正において、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことが明確化されている。

### ■障害児支援の提供体制の整備等

- 児童発達支援センターの設置:各市町村又は各圏域に1カ所以上  
⇒【設置済み】「町田市子ども発達センター」「ライシャワ・クレーマ学園」が該当。
- 全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の(インクルージョン)推進体制の構築  
⇒【要検討】「子ども生活部」だけでなく、「地域福祉部」とともに体制構築を進める必要がある。
- 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等:各市町村又は圏域に1カ所以上  
⇒【設置済み】

## 第三期障害児福祉計画の成果目標について③

(再掲)町田市は、障がい児支援の提供体制の整備は進んでいるため、今後更なる支援体制の充実・整備を進める必要がある。

現状:

### ・相談支援体制の充実・強化等

- 指定特定・指定障害児相談支援事業所は、令和3年4月1日時点で11,050箇所、従事する相談支援専門員の数は25,067人となっており増加傾向にある。一方、相談支援事業所の更なる資質の向上や各相談支援事業の一層の充実を求める声がある。
- 協議会はほぼ全ての市町村及び全ての都道府県に設置されているが、具体的な課題を検討する部会の設置状況や開催頻度等は様々であり、形骸化を指摘する声がある。

### ・障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- 第6期障害福祉計画の策定に向け、基本指針において、以下の活動指標を新規に市町村に対し、設定した。
  - ①都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
  - ②障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数
- しかし、①の研修の参加見込みは59.4%、②の共有体制の設置は3.0%の市町村でしか設定されていない(全て令和3年度実績)。

### ■相談支援体制の充実・強化等

- ・ 各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・ 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

### ■障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・ 各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

⇒【要検討】町田市は市として相談支援体制・提供体制は充実しているため、更なる強化を図る必要がある。

# 第三期障害児福祉計画の活動指標

## ■発達障害者等に対する支援

- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ペアレントメンターの人数
- ピアサポートの活動への参加人数

## ■障害児支援の提供体制の整備等（各利用児童数、利用日数）

- 児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援
- 訪問型児童発達支援
- 障害児相談支援
- 【新設】医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

## ■障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
- 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数
- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数



## (参考)「障害福祉サービスデータベース」について

「障害福祉サービスデータベース」の運用開始に伴う動向を引き続き追う必要がある。

### ■障害福祉サービスデータベース

- ・令和5年度より「障害福祉サービスデータベース」の本格運用開始。
  - ・「障害福祉サービスデータベース」は、個人情報をも匿名化した上で、障害福祉サービスの利用状況と心身の状態を連結して分析できる形でデータを登録しており、今後登録データを活用して作成した定型帳票を障害福祉サービスデータベースWebサイトにおいて提供する予定。
  - ・また、将来的には相当の公益性を有する研究等を行う自治体・研究者・民間事業者等の幅広い主体に対してデータベースの情報を第三者提供できるようにするとともに、医療分野・介護分野のデータ等の連結解析ができるようにする予定。
  - ・来年度は、第7期障害福祉計画等の策定作業もあることから、障害福祉サービスデータベースWebサイト操作マニュアルや定型帳票活用マニュアルを提供する予定であり、厚労省からは、「各自治体におかれては毎月更新される定型帳票を地域分析等に積極的にご活用いただくようお願いする」となっている。
- ⇒現時点でどのように活用するかの方針は出されていない。

厚労省：令和5年3月10日：主管課長会議資料より抜粋